

イザというとき慌てない! 「男と女の快護学」

介護保険入門 上手に使うカندوقろ 〈6〉

介護サービスメニューのツボ ②

おちとよこ

高齢者介護、医療、福祉、教育、育児、暮らし、それにまつわる家族、女性問題を中心に、新聞、雑誌等に執筆のかたわら、講演やテレビに出演。国、自治体委員を歴任。
主な著書に「一人でもだいじょうぶ～晴ればれ冬じたく～」日本評論社、「第3版・介護保険上手に使うカندوقろ」「入院・介護SOS」創元社、「シングル介護」NHK生活人新書 他。また「生活図鑑」「あなたの小さかったとき」「ただいまお仕事中」福音館書店、「おばあちゃんのさかしもの」岩崎書店など、絵本、児童書も多数。

「母介護 細く長くで 今日暮れ」、前号の悠悠川柳に思わず目が止まりました。作者のお歳は82歳…。長寿時代の介護は、介護者ご自身の健康維持のためにも介護サービスの賢い利用が欠かせません。

それにつけても、分かりにくく、落とし穴の多い介護サービス。今回は引き続き、サービスメニューの落とし穴をお伝えしましょう。知らずにわが身を削ることのないように!

●「地域密着型介護サービス」の落とし穴

前号では、介護度によって、利用できるサービスメニューに大きな違いがあることをお伝えしましたが、住民票によっても、落とし穴があることをご存じでしょうか。

その筆頭が表1の「地域密着型サービス」というものです。これは、市町村が地域の実情に合わせて指定、監督するサービスのことで、表のように多くの種類があります。ところがこのサービス、その市町村に住んでいないと利用できない仕組みです。介護保険制度は全国どこでも

使える国の社会保障制度でありながら、実はこんな落とし穴があるのです。

例えば、諸般の事情で親の住民票は動かさず、子どもの居住地で介護が始まることはよくあります。こうした場合、表中の地域密着型サービスは一切使えません。要介護なら使えるはずの24時間365日、必要なときヘルパーや訪問看護を利用できる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」はもとより、デイサービスとホームヘルプとショートステイを柔軟に「カ所」で、必要に応じて利用できる「小規模多機能型居宅介護」や看護サービスも併用できる「複合型」という退院後、とても有効なサービスもダメ。

また、認知症の方が、アットホームな環境でケアを受けながら生活する「認知症のグループホーム」も同様で、そのホームがある市町村に住民票がないと入れません。もしも親御さん呼び寄せ、子ども近くの認知症グループホームへの入居を考えているなら、住民票を一旦、娘や息子が住む市町村に移してから、入居手続きをするのが得策です。

●「介護予防ケアプラン」の落とし穴

それだけではありません。要支援1、2の人が、デイサービスや訪問介護などの介護予防サービスを利用するには、「介護予防ケアプラン」を作成しなければなりません。このプラン作成も表の通り地域密着型サービスの一つ。住民票のない地域で、例えば通所介護を利用したときは、住民票のある離れた市町村がプランを作成することになります。実際は市町村間で業務委託し、事務手続きは最寄りの地域包括支援センターが代行してくれませんが、そのやり取りには時間がかかり、プラン変更のたびに手間がかかる落とし穴があります。

●「住宅改修」の落とし穴

地域密着型サービスではありませんが、「住宅改修」も要注意です。これは要支援以上なら表2のような規定の住宅改修工事が、一つの家屋で20万円まで、1割の自己負担で行えるという利用頻度の高いサービスです。しかしこれも住民票がない住まいでは行えません。親を数カ月ごとに交代で、きょうだいの家で看

るといった場合の裏技としては、その都度住民票を動かし、短期居住ということに伏せて申請するのがポイントです。

●「絵に描いた餅」の落とし穴

さらに、市町村によつては、サービスメニューはあつても絵に描いた餅で、実際には「複合型サービスはまだ整備していません」、「24時間巡回型?」うちはありません」という落とし穴も。地域の実情

に応じて整備するという権限を逆手にとつて、必要が無いからつくらないと居直ることができるところです。親御さんご自身の居住市町村のサービス整備状況はどうでしょうか!?

住民が関心を持つて、「複合型はいつできるのか?」「認知症のデイサービスが足りない」と声を上げないと、特に地域密着型サービスはいつまでも整わず、地域差は広がるばかりです。(次号では、サービス利用のキーパーソン、ケアマネジャーの上手な活用法をお届けします)

表1 地域密着型サービス

	介護給付(要介護の方対象)	予防給付(要支援の方対象)
市町村が指定・監督するサービス	◎地域密着型介護サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	◎地域密着型介護予防サービス 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 ◎介護予防支援(ケアプラン作成)

表2 「住宅改修」介護保険の対象となる工事内容

種類	内容例
手すりの取り付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防、移動、移乗動作に資する目的での設置。
段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床の段差および玄関から道路までの通路などの段差の解消。通路などの傾斜の解消。
滑りの防止・移動の円滑化などのための床や通路面の材料の変更	居室(畳敷きから板製床材、ビニル系床材などへの変更)、浴室(滑りにくい床材への変更)、通路面(滑りにくい舗装材への変更)。
引き戸などへの扉の取り換え、引き戸などの新設	開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンへの取り換え扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置など。
洋式便器などへの便器の取り換え	和式便器から洋式便器(暖房・洗浄機能つきなど)への取り換え。
その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	壁の下地補強、浴室の給排水設置工事、下地補修や根太の補強、壁または柱の改修工事、便所の給排水設備工事・床材の変更、転落防止柵の設置。

・快護のポイント

「住民票がないと利用できないサービスに注意! 居住市町村でサービスに差の落とし穴」